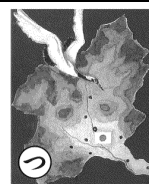




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月13日(木) 号外(第4号)

■ 目 次

ページ

公安委員会規則

○交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則(地域課)

2

■ 公安委員会規則

交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月13日

群馬県公安委員会委員長 竹 内 健

群馬県公安委員会規則第4号**交番の名称等に関する規則の一部を改正する規則**

交番の名称等に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表太田警察署の部藪塚本町同の項中「藪塚町」を「藪塚町」に改め、同表大泉警察署の部に次のように加える。

邑楽町 同	同 邑楽町大 字篠塚	邑楽郡邑楽町
-------	---------------	--------

別表の2の表大泉警察署の部篠塚同の項から石打同の項までを削る。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。